

労働者数300人以下の

中小企業の皆さまへ



人材確保・業績アップの第一歩に 女性の活躍推進に取り組みませんか？

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは、女性労働者の雇用管理の課題について解決していくための目標を立てて取り組んでいただくもので、各企業の働き方改革にもつながっていきます。人手不足対策や長時間労働対策などの一環として女性活躍推進に取り組み、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげませんか？

相談・参加
無料

女性活躍推進に
関する取組を
無料で
支援いたします！

女性活躍推進 アドバイザー派遣

企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、訪問・電話・メールにより個別にきめ細やかに支援します。

異業種企業との 交流会

他社の取組状況や取組事例、抱えている課題などについて、情報交換できる機会です。

管理職向け セミナー

自社の女性社員が活躍できるようにするために何が 필요한のか、管理職として配慮すべきことは何かをお伝えます。

全国47都道府県での 説明会

法律にもとづき、どんなことに取り組みばいいのか分かりやすく説明します。

女性社員向け セミナー

自身のキャリアプランをはじめとした、将来を見据えた仕事への向き合い方や、継続して能力発揮できるようになるために必要なことをお伝えます。

詳しくはこちら

「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

女性活躍推進サポートサイト

検索



女性活躍推進法とは

女性活躍推進法では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に対し、以下のことを義務付けています。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② ①を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届出
- ④ 自社の女性の活躍に関する情報の公表

常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業については、これらが努力義務となっています。

また、上記の事項に取り組んだ企業のうち、女性の活躍に関する状況が優良な企業は、申請により厚生労働大臣による「えるぼし」認定を受けることができます。

一般事業主行動計画の策定に取り組むと・・・

公共調達における 加点評価が受けられる！

一般事業主行動計画を策定した中小企業は、国や地方公共団体で行われる公共調達において加点評価を受けられる場合があります。「えるぼし」認定企業は加点がより高くなります。

日本政策金融公庫の 融資制度を利用できる！

一般事業主行動計画を策定した中小企業は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を通常よりも低金利で利用することができます。

目標を達成した場合には 助成金が支給される！

数値目標と取組目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、目標を達成するなどの要件を満たした企業は、申請により両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）が支給されます。

電話相談・メール相談・個別訪問

無 料

女性活躍推進に関する取組の支援をご希望の方には、個別にサポートいたします。
お気軽にご相談ください。（いずれも事前予約制です。）

対 象 者 労働者数 300人以下の中小企業の経営者・人事労務担当者の方

実 施 期 間 2019年4月～2020年3月

希望する支援に をご記入ください。 電話相談 メール相談 個別訪問

企 業 名		ご 担 当 者	
T E L		E - m a i l	

お申込みはこちらから FAX (03-6809-4472)または、メール(suishin@jaaww.or.jp)に、こちらの用紙をPDFにて送信してください。
→ 後ほど事務局より打ち合わせのためご連絡いたします。

個人情報の扱い: ご記載いただいた個人情報は、適切に管理し、ご支援に関するご連絡以外には使用いたしません。

お問合せ

女性活躍推進センター東京事務局
一般財団法人 女性労働協会

TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

E-mail suishin@jaaww.or.jp

「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/> 女性活躍推進サポートサイト

検索